

令和7年度 始良・伊佐地域生活支援実証事業（タクシー運転手就労支援金） 募 集 要 項

1 趣旨

この事業は、始良・伊佐地域（霧島市、伊佐市、始良市及び湧水町をいう。以下同じ。）において、新たに運転手（日本版ライドシェアの運転手も含む。）を雇用する始良・伊佐地域のタクシー事業者に対して支援を行うことにより、タクシー業界への就職を促進し、運転手不足の解消を図ることで、移動に困っている方の支援につなげることを目的としています。

2 交付対象者（補助条件）

交付対象者は、以下に掲げる要件のいずれにも該当するタクシー事業者とします。

- (1) 始良・伊佐地域に営業所を有し、かつ、始良・伊佐地域において旅客の運送を行っていること。
- (2) 支援対象者に支援金と同等の金銭を支給した者であること。
なお、支援対象者は、次の要件のいずれも満たす者とする。
 - ア 県内に住民登録を行っている者であること。
 - イ 令和7年6月1日（日）から同年12月12日（金）までに新規に又は復職して正規雇用された者であること。
 - ウ 始良・伊佐地域内のタクシー事業者から新たに転職した者ではないこと。
 - エ 令和7年6月1日以降に新規雇用又は復職した日から3か月以上就業を継続している者で、引き続き就業を継続する意思を有するものであること。
 - オ 都道府県税の滞納がない者
 - カ 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
 - キ アからカまでのほか、始良・伊佐地域振興局長が支援対象者として不適切と判断した者ではないこと。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 政治団体、宗教上の組織又は団体等ではないこと。
- (5) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。

3 支援金額

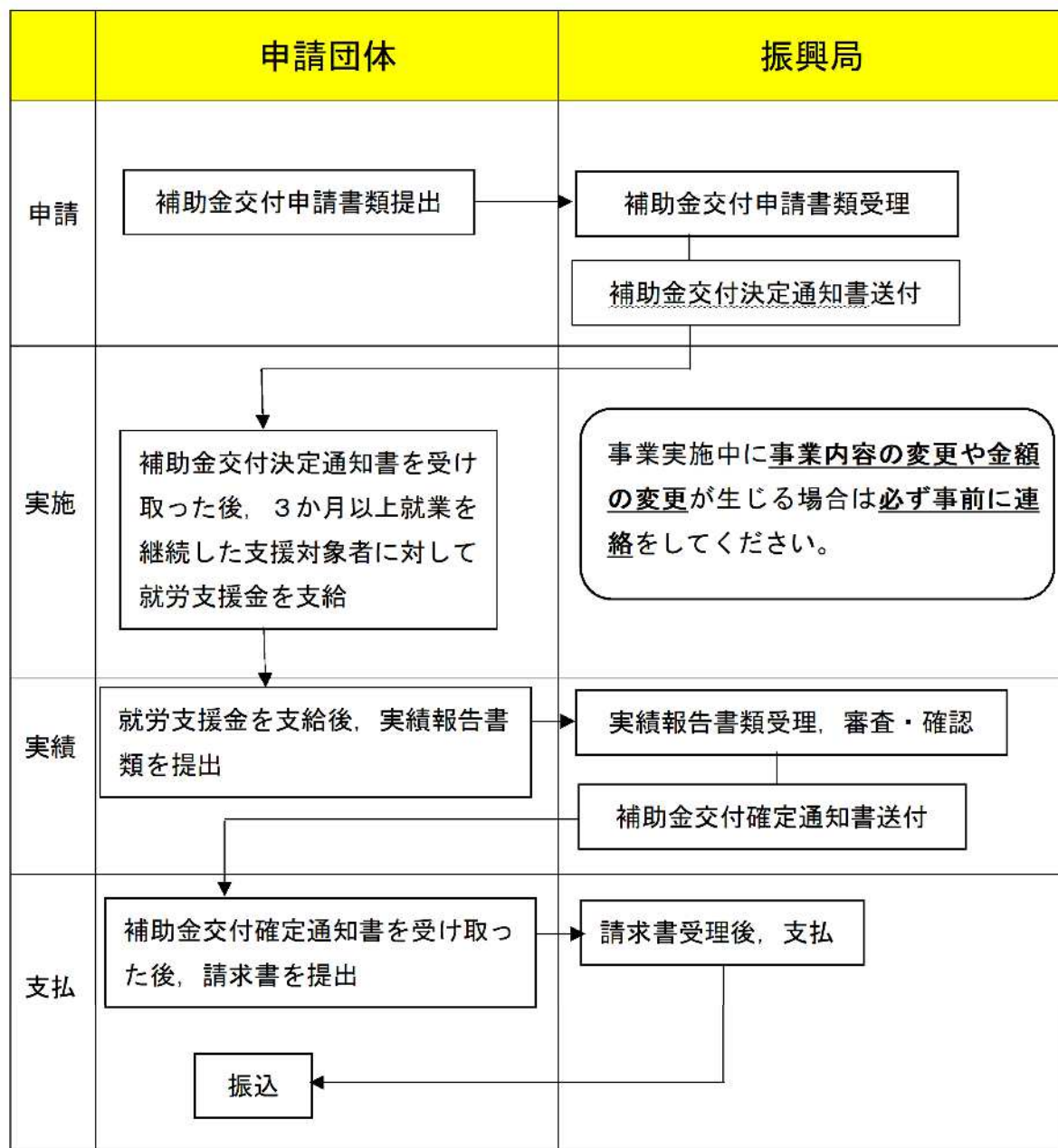
支援金額は、支援対象者1人当たり150千円とし、支援対象者が県外から県内に移住した者の場合は1人当たり200千円とする。

※ 「県外から県内に移住した者」とは、県内に移住してから3か月以内に就業し、かつ移住後の初めての就業が始良・伊佐管内のタクシー事業者である者のことをいう。

4 対象となる経費

支援対象者に対して支給した就労支援金

5 事業の流れ



6 募集期間と申請方法

(1) 募集期間

令和7年6月2日（月）～ 令和7年12月23日（火）

(2) 申請方法

次の応募書類を応募先まで、郵便等若しくは電子メールでの送付又は直接、応募先にお持ちください。

※ 電子メールで応募する場合は、送信後に電話で応募した旨の連絡をしてください。

※ ファックスでの応募は受け付けません。

(3) 申請書類

ア 補助金等交付申請書

イ 事業計画書（別記第1号様式）

- ウ 収支予算書（別記第 2 号様式）
- エ 誓約書兼同意書（別記第 3 号様式）
- オ 支援対象者に係る雇用契約書の写し
- カ 支援対象者が提出した履歴書の写し
- キ 事業の認可を証する書類の写し

※ アからエまでの様式は、始良・伊佐地域振興局のホームページに掲載していますので御利用ください。

※ 提出していただいた書類は、返却しません。

※ 不備がある場合は、電話連絡します。

7 審査と補助金の交付

申請書類をもとに書類審査（申請要件や必要書類の確認等）を行い、支援金の交付を決定します。なお、必要に応じて聴き取り確認を実施します。

※ 交付決定後に、虚偽その他不正な手段により支援金を申請したことが判明したときは、交付決定を取り消し、既に支援金を交付している場合、交付した支援金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

8 事業の変更

補助金交付申請書類を提出後、事業内容に変更が生じた場合は、11 の問合せ先に連絡するとともに、速やかに次の書類を提出してください。

- (1) 事業変更計画書（別記第 1 号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第 4 号様式）

9 実績報告

支援対象者が新規雇用又は復職した日から 3 か月就業を継続した日から起算して 10 日後又は令和 8 年 3 月 19 日（木）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 事業実績書（別記第 1 号様式）
- (2) 収支精算書（別記第 5 号様式）
- (3) 就労支援金受領書（別記第 6 号様式）
- (4) 誓約書（別記第 7 号様式）
- (5) 支援対象者を 3 か月雇用していたことを証する書類（出勤簿等）の写し
- (6) 支援対象者の住民票
- (7) 都道府県税の未納がないことを証明する納税証明書
- (8) 支援金の振込口座に係る通帳の写し

10 会計処理等

- (1) 会計区分

本事業の会計は、実施団体の経理と明確に区分するものとします。

- (2) 会計帳簿等の保管

会計帳簿類（証拠書類を含む。）を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保管するものとします。

11 問合せ及び応募先

始良・伊佐地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

〒899－5212 始良市加治木町諏訪町 12

電話：0995－63－8206

Eメール：airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ： <https://www.pref.kagoshima.jp/an01/seikatusienjissyou/takushi-.html>